

## 何をすべきですか？

- ▶ 輸出する物質または混合物は物質のインベントリ(目録)に含まれているか;
- ▶ 含有成分を説明できるか: 成分、添加物、不純物;
- ▶ 物理的・化学的性質及び環境や人健康への有害性についての情報があるか;
- ▶ GHS に基づいて分類及びラベル表示を行っているか;
- ▶ 唯一の代理人を契約することを検討しているか、そして

### 成形品については、

- ▶ 認可対象候補物質リストのインベントリ(目録)を把握しており、その成形品は安全に使用することができるか。

## 手続きの集中管理はできますか？

はい。製造事業者、調剤事業者、成形品製造業者であれば、唯一の代理人と契約を結び、輸入業者の義務である、成形品中の SVHCs の物質登録及び届出を実行することが可能です。このオプションを使用すると、欧州市場において製品のコンプライアンスが厳密に管理されます。

## さらなる情報が必要ですか？

### EU 圏外の企業向け REACH および CLP 情報:

<https://echa.europa.eu/support/getting-started/enquiry-on-reach-and-clp>

### EU 圏外の企業向け殺生物剤情報:

<https://echa.europa.eu/support/getting-started/enquiry-on-biocides>

### EU 化学物質規制についての手引き:

<http://echa.europa.eu/support/getting-started>

### 成形品中の認可対象候補物質リスト:

<https://echa.europa.eu/regulations/reach/candidate-list-substances-in-articles>

### ECHA-用語- 23 言語による用語検索:

<http://echa-term.echa.europa.eu/>

### お問い合わせ:

<http://echa.europa.eu/contact>

\*本リーフレットにおいて EU とは、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーからなる欧州経済領域を含みます



ECHA-16-L-01-EN

© European Chemicals Agency,

Reproduction is authorised provided the source is acknowledged



## 欧州連合に輸出しますか？

### EU での顧客を支援するために



仮訳 (2018年1月31日)

環境省及び化学物質国際対応ネットワークは、利用者が本仮訳に掲載されている情報を用いて行う一切の行為について、何らの責任を負うものではありません。制度の詳細については原典等で御確認ください。

## REACH および CLP とは？

REACH および CLP は化学物質の安全な使用を確実にするための EU 法です。EU で製造される製品、または EU に輸入される製品に適用されます。

CLP 規則とは、EU 域内での化学物質の分類およびラベル表示のために国連の化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)を導入したものです。



## 欧州への輸出者としての責任はありますか？

厳密に言えば、ありません。しかし、貴社の EU での顧客にはあります。輸出を継続するのであれば、顧客を支援する必要があります。例えば、EU に輸出している成形品の成分と特性に関する詳細情報が必要となる場合があります。

いわゆる「唯一の代理人」といわれる会社にこの仕事を委託することが可能です。彼らは EU 輸入者の任務を果たすことが出来ます。唯一の代理人は欧州連合内に設立された会社または個人でなければなりません。

## 仮に化学物質または混合物を EU に輸出する場合は？

1年に1トンまたはそれ以上輸入された個別物質(それ自身またはそれを含む混合物)は輸入会社または唯一の代理人により欧州化学物質庁に登録が必要となります。

### 物質とは？

物質とは化学元素であり、天然状態の混合物または製造プロセスの結果によるものである。

例: アルミニウム、アセトン、キシレン、バイオディーゼル

### 混合物とは？

混合物は数種類の物質から構成される。

例: ペンキ、冷却剤、潤滑剤、接着剤、家庭用洗剤

有害物質は欧州化学物質庁の分類およびラベル表示インベントリ(目録)に必ず登録する必要があります。

物質は市場に出すことが制限されるかもしれません。または EU 域内でのその使用の認可が必要となるかもしれません。

## 仮に成形品を EU に輸出する場合は？

成形品とは、その形状、外見またはデザインが製品中の化学物質組成よりも重要である物を指します。

例: 服、家具、電化製品

使用中に成形品より意図的に放出される物質は、登録されなければなりません。

例: 香りのある衣類からの香り

### 高懸念物質を含有している成形品

高懸念物質 (SVHCs) は人健康および環境に深刻かつ不可逆的な影響を与えます。

例: 発がん性物質、生殖毒性物質、内分泌かく乱物質

欧州化学物質庁のウェブサイトにおいて特定の SVHC 認可対象候補物質リストを確認できます。

貴社の成形品が高懸念物質を含む場合、貴社の EU での顧客はそれらを安全に使用するための情報を提供する必要があります。また、欧州化学物質庁への届出も必要になるかもしれません。そのため、貴社はこれらすべての情報を提供する必要があります。

**制限事項** 成形品中の物質の輸入または使用について禁止または制限が適用されることもあります。